

平成20年6月1日より聴覚障害者の方の運転免許取得方法は次のように改正されます。

聴覚障害者(補聴器を用いても10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえない方)であっても、**ワイドミラー**を活用して慎重に運転することにより、次の条件等で普通乗用自動車に限定して運転免許が取得できるようになりました。

ワイドミラーの着装

聴覚障害者の方は

進路変更しようとする際に、死角に入った後続車が危険を感じて警音器を鳴らしても、そのまま進路変更を続けるおそれがあります。

後方から接近してくる緊急自動車の発見が遅れるおそれがあります。

後方の自動車等を確認することのできる**ワイドミラー**を着装する必要があります。
これを活用して、後方の交通状況を確認しましょう。

専ら人を運搬する構造の普通自動車に限定

貨物を運搬する構造の普通自動車では、後方の交通状況を確認できないおそれがあります。

運転できる普通自動車の種類は、専ら人を運搬する構造の普通自動車に限定されます。

聴覚障害者標識の表示



聴覚障害者標識

聴覚障害者の方は、周囲の交通状況の認知をすべて視覚で行っています。

ワイドミラー条件の運転者

周囲の運転者に警音器の音が聞こえないことを知らせて注意を喚起する必要があります。

ワイドミラー条件の方は運転する際の聴覚障害者標識の表示義務があります。

その他の運転者

聴覚障害者の方は幅寄せ等に対して危険の発見が遅れるおそれがあり、これを保護する必要があります。

聴覚障害者標識を表示した車に対する幅寄せ・割り込み等は禁止されています。

聴覚障害者の方が新たにワイドミラー条件の免許を取得する手続きについて

聴覚障害者

補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない方

指定教習所を利用する場合

教習における確認と安全教育

一般の教習内容に加えて
ワイドミラーの適切な活用
について実車による確認
危険を認知できない道路
交通状況等について実車指
導を行います。

技能試験を受験する場合

届出自動車教習所

運転免許試験

取得時講習

講習内容

ワイドミラーの適切な活用
についての実車による確認
危険を認知できない道路
交通状況等について実車指
導を行います

運転免許の取得

運転免許の条件

ワイドミラー 専ら人を運搬する構造の普通自動車の限定

標識表示義務

聴覚障害者標識の表示(法第71条の6第1項)